

○京都府心身障害者扶養共済条例

昭和46年3月31日
京都府条例第8号

京都府心身障害者扶養共済条例をここに公布する。

京都府心身障害者扶養共済条例

(趣旨) この条例は、心身障害者の将来に対し保護者のいだく不安の軽減を図り、あわせて心身障害者の福祉の増進に資するため、京都府心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）を設けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

(1) 心身障害者 次のいずれかに該当する者で将来独立して自活することが困難と認められるものをいう。

ア 知的障害者 イ 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する障害を有する者

ウ 精神又は身体に特徴的な障害を有する者で、その障害程度がア又はイに掲げる者と同程度と認められるもの

(2) 保護者 次のいずれかに該当する者で、現に心身障害者を扶養しているものをいう。

ア 心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母その他の親族（親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。）

(3) 重度障害 別表第1に定める身体障害の状態（規則で定める身体障害の状態を除く。）をいう。

（昭56条例20・平11条例2・一部改正）

(加入資格) 第3条 共済制度に加入することのできる者は、心身障害者の保護者であつて、加入の時に次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 府の区域（京都市の区域を除く。以下同じ。）内に住所を有すること。

(2) 65歳未満であること。

(3) 特別の疾病又は障害を有しないこと。

2 共済制度の第6条以降に転入（新たに府の区域内に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。）をした者で、転入の直前まで他の地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（共済制度と同種のものに限る。）に加入していたものは、転入後直ちに共済制度に加入する限り、前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。

（昭54条例30・一部改正）

(加入) 第4条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に加入の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の規定による加入の申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときを除いては、加入の承認をしなければならない。

(1) 加入の申込者が前項に定める加入資格を有しない者であるとき。

(2) 同一の心身障害者について、既に加入の承認を受けた者（以下「加入者」という。）があるとき又は同時に2人以上の者から加入の申込みがあつたとき。

（昭54条例30・一部改正）

(口数による加入) 第5条 共済制度への加入は口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入の申込者又は加入者が加入できる口数は、1口又は2口のいずれかとする。

（平7条例28・全改）

(口数の追加) 第6条 加入の申込者又は加入者は、口数の追加（以下「口数追加」という。）の加入時に第3条第1項第2号に規定する加入資格を有するときは、規則の定めるところにより、知事に口数追加を申し込むことができる。

2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときを除いては、口数追加の承認をしなければならない。

(1) 口数追加の申込者が、口数追加時に特別の疾病又は障害を有するとき。

(2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。

（昭54条例30・追加・平7条例28・一部改正）

(掛金の納付) 第7条 加入者（第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。）は、加入を認められた日の属する月から、別表第2に定める額の掛金を納付しなければならない。ただし、この制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日において、65歳に達している加入者で、この制度に20年以上継続して加入しているものは、当該掛金の納付を要しない。

2 前条第2項の規定による口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加を認められた日の属する月から、別表第2に定める掛金を納付しなければならない。ただし、口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日において、65歳に達している加入者で、口数追加を20年以上継続しているものは、当該掛金の納付を要しない。

3 前2項ただし書の規定の適用に當たつては、第3条第2項の規定の適用を受けて加入者となつた者については、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間又は口数が追加された期間は、すべて共済制度の加入期間又は口数追加の期間とみなす。

（昭54条例30・全改・旧第5条線下、昭56条例20・昭61条例13・平7条例28・一部改正）

(掛金の減免) 第8条 知事は、規則で定めるところにより、加入者に対し、掛金を減免することができる。

（昭54条例30・全改・旧第6条線下）

(給付金) 第9条 知事は、加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月からその者が扶養していた心身障害者に対し給付金を支給する。

2 掛付金の額は、月額2万円とする。

3 口数追加加入者については、前項の額に2万円を加算する。ただし、給付金の支給が重度障害による場合であつて、その重度障害が規則で定めるものであるときは、この限りでない。

（昭54条例30・旧第8条線下・一部改正・昭56条例20・平7条例28・一部改正）

(給付金管理者) 第10条 加入者は、その扶養する心身障害者が給付金を受領し、これを管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって給付金を受領し、これを管理する者（以下「給付金管理者」という。）をあらかじめその者の同意を得て指定しておかなければならぬ。

2 次の各号の一に該当する者は、給付金管理者となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権を得ないもの

3 加入者は、必要と認めるときは、給付金管理者を変更することができる。

4 給付金管理者が次の各号の一に該当するに至った場合には、加入者は、速やかに給付金管理者を変更しなければならない。

(1) 死亡したとき

(2) 所在が不明になつたとき

(3) 第2項各号の一に該当する者となつたとき

(4) 辞退したとき

5 知事は、次の各号の一に該当する場合には、給付金管理者を変更することができる。

(1) 給付金管理者が前項各号の一に該当するに至った場合において、加入者が給付金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により給付金管理者を変更できぬとき。

(2) 給付金管理者が第13条の規定に違反したとき

6 知事は、給付金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が給付金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、給付金管理者を指定することができる。

7 知事は、給付金管理者が指定されている場合には、当該給付金管理者に給付金を支払うものとする。

（昭54条例30・旧第9条線下・一部改正・平12条例17・一部改正）

(給付金の支給停止) 第11条 第9条の規定により給付金の支給を受ける心身障害者（以下「受給権者」という。）が、次の各号の一に該当する場合は、その該当する期間、給付金の支給を停止する。

(1) 所在が1ヶ月以上不明のとき

(2) 残業又は禁錮の刑に処せられ、その執行を受けているとき

(3) 日本国内に住所を有しないとき

（昭54条例30・旧第10条線下・一部改正）

(支給の一時差止め) 第12条 受給権者又は受給権者に代わって現に給付金を受領している給付金管理者が、規則で定める正当な理由がなくして、第19条第4項に規定する届書を提出しないときは、給付金の支払を差し止めることができる。

（昭54条例30・追加）

(給付金の用途) 第13条 給付金は、受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

（昭54条例30・旧第11条線下）

(受給権の消滅) 第14条 給付金の支給を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、その死亡の日の属する月の翌月から消滅する。

（昭54条例30・旧第12条線下）

(弔慰金)

第15条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則の定めるところにより、当該加入者であつた者（当該加入者であつた者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者の直族）に弔慰金を支給する。ただし、その死の日の属する月まで継続して加入者であつた期間（次項において「加入期間」という。）が1年に満たないときは、この限りでない。

2 弔慰金の額は、加入期間に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 5万円

(2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 25万円

3 口数追加加入者（その扶養する心身障害者の死亡時において、第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失つてない者を除く。）については、前項の額に、その死の日の属する月まで継続して口数追加加入者であつた期間（以下「この項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。

(1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき 5万円

(2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

4 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に當たつては、第7条第3項の規定を準用する。

（昭54条例30・全改・旧第13条線下、昭56条例20・昭61条例13・平7条例28・平20条例3・一部改正）

(脱退一時金)

第15条の2 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、脱退一時金を支給する。ただし、加入者であつた期間（口数追加について、口数追加加入者であつた期間）が、5年以内満たないとき又は加入者が転出（新たに府の区域外に住所を有することになつたこと）をいう。以下同じ。）したことに応じ、転出後の住所地を所管する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となつたときは、この限りでない。

(1) 加入者が脱退の申出をしたとき。

(2) 口数追加加入者が、口数の減少の申出をしたとき。

2、前項第1号に規定する場合における脱退一時金の額は、加入者であつた期間（以下この項及び第4項において「加入期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 7万5,000円

(2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 25万円

3 口数追加加入者については、前項の額は、脱退した日まで継続する口数追加加入者であつた期間（以下この項及び第4項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算する。

(1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 7万5,000円

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

4 第1項第2号に規定する場合における脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加期間に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 加入者となつたときの口数を減少するとき 第2項各号に規定する加入期間に応じ、当該各号に掲げる額

(2) 口数追加加入者となつたときの口数を減少するとき 第2項各号に規定する加入期間又は前項各号に規定する口数追加期間に応じ、当該各号に掲げる額

5 第1項ただし書の規定の適用に當たつては、第7条第3項の規定を準用する。

（平7条例28・追加・平20条例3・一部改正）

(給付金等の制限)

第16条 支給者は、その扶養する心身障害者が、その責めに帰すべき理由によりこれらの支給原因を生ぜしめ、請求を怠り、又は加入の際に規則で定める告知の義務に違反したときは、給付金又は弔慰金を支給しないことがある。

（昭54条例30・旧第14条線下・一部改正）

(給付金等の返還)

第17条 知事は、偽りの他不正の手段により給付金又は弔慰金の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された給付金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

（昭54条例30・追加）

(脱退等)

第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、加入者としての地位を失うものとする。

(1) 加入者が死亡したとき。

(2) 加入者が重度障害となつたとき。ただし、口数追加加入者が重度障害となつた場合において、その重度障害が規則で定めるものであるときは、この限りでない。

(3) 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。

(4) 加入者が脱退の申出をしたとき。

(5) 加入者が、2月以上であつて、規則で定める期間、第7条第1項本文に規定する掛金を滞納し、滞納したことについて規則で定める正当な理由が認められないとき。

(6) 加入者が転出したことに伴い、転出後の住所地を所管する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（共済制度と同種のものに限る。）の加入者となつたとき。

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、口数追加加入者としての地位を失うものとする。

(1) 口数追加加入者が、2月以上であつて、規則で定める期間、口数追加に係る掛金を滞納し、滞納したことについて規則で定める正当な理由が認められないとき。

3 前2項の規定により脱退等をした者に対しては、既に納付された掛金は、返還しない。

（昭54条例30・全改・旧第15条線下、昭56条例20・平7条例28・一部改正）

(届出義務等)

第19条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は給付金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 加入者の扶養する心身障害者又は給付金管理者が死亡したとき。

(3) 給付金管理者を指定し、又は変更したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、掛金の納付又は給付金若しくは弔慰金の給付に影響を及ぼす事実が生じたとき。

2 受給権者は又は給付金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 加入者が死亡し、又は重度障害となつたとき。

(2) 受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

3 給付金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 給付金の支給開始において、給付金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 受給権者が死亡したとき。

(3) 受給権者が第11条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 受給権者は又は受給権者に代わつて現に給付金を受領している給付金管理者は、規則で定めるところにより、毎年受給権者の現況に関する届書を知事に提出しなければならない。

5 加入者、加入者の扶養する心身障害者、受給権者及び給付金管理者は、この制度の適正な運営を図るため、知事の行う調査に協力しなければならない。

（昭54条例30・追加・昭56条例20・一部改正）

(加入者の年齢)

第20条 この条例において、加入者の年齢は、毎年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の初日ににおける年齢とする。

（昭54条例30・追加）

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（昭54条例30・旧第16条線下）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(暫定措置)

2 この条例の施行の日から昭和47年3月31日までの間に共済制度に加入しようとする者に限り、第3条第1項の規定の適用については、同項中「45歳」とあるのは「65歳」と読み替えるものとする。

3 この条例の施行の日前に転入した者であつて、從前の住所に屬していた地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（共済制度と同種のものに限る。）の加入者が引き続いだ共済制度に加入する場合においては、第3条第2項中「共済制度の発足の日以後」とあるのは「共済制度の発足の日以前」と、 「転入の直前まで」とあるのは「共済制度に加入するまで」と、「転入後」とあるのは「共済制度発足後」とそれぞれ読み替えるものとする。

（附 則（昭和54年条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例の規定による加入者は、この条例による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例の規定の適用については、すべて45歳未満で加入したものとみなす。

（附 則（昭和56年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

（附 則（昭和61年条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定にかかるらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前において、この条例による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例（以下

「改正前の条例」という。) 第1条に規定する共済制度(以下「改正前の共済制度」という。)に加入している者(昭和54年10月1日以後に改正前の共済制度に加入した者であつてその加入時の年齢が45歳以上であつたものの及び改正前の条例第18条第1項第2号ただし書の規定により同項の地位を失わない者を除く。)及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(改正前の共済制度と同種のものに限る。以下「他の地方公共団体の共済制度」という。)に加入している者であつて施行日以後に改正後の条例第3条第2項の規定により改正後の条例第1条に規定する共済制度(以下「改正後の共済制度」という。)に加入したもの(昭和54年10月1日以後に他の地方公共団体の共済制度に加入した者であつて、その加入時の年齢が45歳以上であつたものの及び他の地方公共団体の共済制度において、改正前の条例第18条第1項第2号ただし書の規定に相当する規定の適用を施す前に受けた者の納付を除く。)は、その者の昭和61年4月1日における年齢に応じて、次表に定める掛金を納付しなければならない。ただし、改正前の共済制度又は他の地方公共団体の共済制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日において、65歳に達している者は、改正前の共済制度又は他の地方公共団体の共済制度及び改正後の共済制度に25年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

昭和61年4月1日における年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	1,400
35歳以上40歳未満の者	1,900
40歳以上45歳未満の者	2,600
45歳以上の者	3,200

- 3 前項の規定の適用に当たつては、改正後の条例第70条の規定を準用し、同項ただし書の規定の適用に当たつては、改正後の条例第7条第3項の規定を準用する。
4 改正前の共済制度に加入していた者が扶養していた改正前の条例第2条第1号に規定する心身障害者の死亡に係る弔慰金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第28号)

(施行期日)
1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この条例による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例(以下「改正前の条例」という。)第1条に規定する共済制度(以下「改正前の共済制度」という。)に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(改正前の共済制度と同種のものに限る。以下「他の地方公共団体の共済制度」という。)に加入している者であつて、施行日以後にこの条例による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により改正後の条例第1条に規定する共済制度(以下「改正後の共済制度」という。)に加入したもの(改正前の条例第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。)に係る改正後の条例の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じて、該各号に定めるとおりとする。
(1) 昭和54年10月1日以後の加入者であつて、加入時の年齢が45歳以上のもの及び昭和61年4月1日以後の加入者であつて、加入時の年齢が45歳未満のもの。改正後の条例第7条第1項中「加入者(第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となる月についたが加入者としての地位を失わない者を除く。)」は、加入を認められた日の属する月から「加入者(第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。)」であつて、加入時の年齢が45歳以上のもの及び昭和61年4月1日以後の加入者(第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。)であつて、加入時の年齢が45歳未満のものは」と、「別表第2」とあるのは「別表第1」とする。
(2) 改正前の条例第7条第2項に規定する特約付加入者。改正後の条例第7条第2項中「前条第2項の規定による口数追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)は、口数追加を認められた日の属する月から」とあるのは「改正前の条例第7条第2項による特約付加入者については」と、「別表第2」とあるのは「附則別表第1」とし、「別表第1中「加入時ににおける」とあるのは「特約付加入者となつた時における」とする。

(3) 改正前の条例第7条第2項に規定する口数追加付加入者。改正後の条例第7条第2項中「前条第2項の規定による口数追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)は、口数追加を認められた日の属する月から」とあるのは「改正前の条例第7条第2項中「1年に1回」とし、「別表第1中「加入時ににおける」とあるのは「口数追加付加入者となつた時における」とする。」
(4) 改正前の条例第7条第2項に規定する口数追加付加入者。改正後の条例第7条第1項中「加入を認められた日の属する月から」とあるのは「昭和61年4月1日現在における年齢区分に応じ」と、「別表第2」とあるのは「附則別表第1」とし、「別表第2」とあるのは「附則別表第2」とする。
3 施行日の前日において改正前の共済制度に加入している特約付加入者又は口数追加付加入者及び他の地方公共団体の共済制度に加入している特約付加入者又は口数追加付加入者であつて、施行日以後に改正後の条例第3条第2項の規定により改正後の共済制度に加入

したものに係る改正後の条例の規定の適用については、改正前の条例第5条第1項に規定する特約付又は第6条第1項に規定する口数追加の期間は改正後の条例第6条第1項に規定する口数追加の期間と、改正前の条例第15条第3項に規定する付加期間は改正後の条例第15条第3項に規定する口数追加期間とみなし、口数追加の期間とみなされた特約付又は口数追加の期間は口数追加の期間に、口数追加期間とみなされた付加期間は口数追加期間に、それぞれ算入する。
4 施行日前までに、改正前の共済制度に加入している加入者、特約付加入者又は口数追加付加入者が退会又は口数の減少の申出をした場合には、改正後の条例第15条の2の規定は、適用しない。

附則別表第1(附則第2項関係)

加入時における年齢区分	掛金月額		
	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日以後
35歳未満の者	2,100	2,800	3,500
35歳以上40歳未満の者	2,800	3,700	4,500
40歳以上45歳未満の者	3,800	4,900	6,000
45歳以上の者	4,600	6,000	7,400
50歳以上55歳未満の者	5,700	7,300	8,900
55歳以上60歳未満の者	7,200	9,000	10,800
60歳以上65歳未満の者	9,000	11,200	13,300

附則別表第2(附則第2項関係)

昭和61年4月1日現在における年齢区分	掛金月額		
	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日以後
35歳未満の者	2,100	2,800	3,500
35歳以上40歳未満の者	2,800	3,700	4,500
40歳以上45歳未満の者	3,800	4,900	6,000
45歳以上の者	4,600	6,000	7,400

附 則(平成11年条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この条例による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例(以下「改正前の条例」という。)に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(改正前の共済制度と同種のものに限る。以下「他の地方公共団体の共済制度」という。)に加入している者であつて、施行日以後にこの条例による改正後の条例によることのできる改定による改定後(以下「改定後」という。)の条例第15条第1項第2号(以下「改定後第1項第2号」という。)に加入したが加入者としての地位を失わない者を除く。)に係る改正後の条例の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じて、該各号に定めるとおりとする。

(1) 昭和54年10月1日以後の加入者であつて、加入時の年齢が45歳以上のもの及び昭和61年4月1日以後の加入者であつて、加入時の年齢が45歳未満のもの。改正後の条例第7条第1項中「加入者(第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となる月についたが加入者としての地位を失わない者を除く。)」は、加入を認められた日の属する月から「加入者(第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。)」であつて、加入時の年齢が45歳以上のもの及び昭和61年4月1日以後の加入者(第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。)であつて、加入時の年齢が45歳未満のものは」と、「別表第2」とあるのは「別表第1」とする。

「京都府心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例（平成20年京都府条例第3号）」
附則別表第1」とする。

- (2) 改正前の条例第7条第2項に規定する口数追加加入者、改正後の条例第7条第2項
中「前項の規定による口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」とい
う。）は、口数追加を認められた日の属する月から」とあるのは「改正前の条例第7条
第2項の規定による口数追加加入者については」と、「別表第2」とあるのは「京都府
心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例（平成20年京都府条例第3号）」附則別表
第1」と、「加入時における」とあるのは「口数追加加入者となつた時
における」とする。
- (3) 前2号に掲げた者以外の者、改正後の条例第7条第1項中「加入を認められた日の
属する月から」とあるのは「昭和61年4月1日現在における年齢区分に応じ」と、「別
表第2」とあるのは「京都府心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例（平成20年
京都府条例第3号）」附則別表第2」と、「20年」とあるのは「25年」とする。
- 3 改正前加入者に対する改正後の条例第15条第2項の規定の適用については、同項第1号
中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万
5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 4 改正前加入者に対する改正後の条例第15条第3項の規定の適用については、同項第1号
中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万
5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 5 改正前加入者に対する改正後の条例第15条の2第2項の規定の適用については、同項第
1号中「7万5,000円」とあるのは「4万5,000円」と、同項第2号中「12万5,000円」と
あるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 6 改正前加入者に対する改正後の条例第15条の2第3項の規定の適用については、同項第
1号中「7万5,000円」とあるのは「4万5,000円」と、同項第2号中「12万5,000円」と
あるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 7 この条例の施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退の申出及び口
数の减少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

加入時における年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	円 5,600
35歳以上40歳未満の者	6,900
40歳以上45歳未満の者	8,700
45歳以上50歳未満の者	10,600
50歳以上55歳未満の者	11,600
55歳以上60歳未満の者	12,800
60歳以上65歳未満の者	14,500

附則別表第2(附則第2項関係)

昭和61年4月1日現在における年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	円 5,600
35歳以上40歳未満の者	6,900
40歳以上45歳未満の者	8,700
45歳以上の者	10,600

別表第1(第2条関係)
(昭54条例30・一部改正)

身体障害の状態

- | |
|-------------------------------------|
| 1 両眼の視力を全く永久に失つたもの |
| 2 ぞしやく又は言語の機能を全く永久に失つたもの |
| 3 両上肢を手関節以上で失つたもの |
| 4 両下肢を足関節以上で失つたもの |
| 5 一上肢を手関節以上で失つたもの |
| 6 両上肢の用を全く廃したもの |
| 7 両下肢の用を全く失つたもの |
| 8 両手の指を全部失つたか又は両手の指の全部の用を全く永久に失つたもの |
| 9 両耳の聴力を全く永久に失つたもの |

別表第2(第7条関係)
(平7条例28・全改、平20条例3・一部改正)

掛金額

加入者となつたとき又は口数追加加入者となつたときの年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	円 9,300
35歳以上40歳未満の者	11,400
40歳以上45歳未満の者	14,300
45歳以上50歳未満の者	17,300
50歳以上55歳未満の者	18,800
55歳以上60歳未満の者	20,700
60歳以上65歳未満の者	23,300

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則

○京都府心身障害者扶養共済条例施行規則

昭和54年11月8日
京都府規則第46号

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則をここに公布する。

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和46年京都府規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、京都府心身障害者扶養共済条例（昭和46年京都府条例第8号、以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（重度障害に該当しない身体障害の状態）

第2条 条例第2条第3号に規定する身体障害の状態とは、別表第1に掲げる身体障害の状態（加入者が京都府心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）加入前に既に有していた障害又は加入前の原因により生じた障害によるものに限る。）にある加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果重度障害の状態となつたときの状態をいう。

2 条例第9条第3項ただし書き及び条例第18条第1項第2号ただし書きに規定する重度障害とは、別表第1に掲げる身体障害の状態（口数追加加入者が口数追加前に既に有していた障害又は口数追加前の原因により生じた障害によるものに限る。）にある口数追加加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重した結果生じた重度障害をいう。

（昭56規則26・平7規則50・一部改正）

（特別の疾病又は障害）

第3条 条例第3条第1項第3号及び条例第6条第2項第1号に規定する特別の疾病又は障害とは、第12条に規定する保険約款に基づく保険対象加入者又は口数追加保険対象加入者となることができない疾病又は障害をいう。

（平7規則50・一部改正）

（加入等の申込み）

第4条 条例第4条第1項に規定する加入の申込みは、京都府心身障害者扶養共済制度加入等申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1）加入申込者及びその扶養する身体障害者の住民票記載事項証明書

（2）独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）所定の申込者告知書

（3）心身障害者の障害証明書（別記第3号様式）

（4）給付金管理業者を指定する場合には、給付金管理業者指定届書（別記第4号様式）

2 条例第6条第1項に規定する口数追加の申込みは、京都府心身障害者扶養共済制度加入等申込書に申込者告知書を添えて行わなければならぬ。

3 知事は、第1項の加入の申込み又は前項の口数追加の申込みを受けて加入又は口数追加（以下「加入等」という。）を承認したときは京都府心身障害者扶養共済制度口数追加証書（別記第5号様式）又は京都府心身障害者扶養共済制度口数追加認知書（別記第7号様式）を交付するものとする。

（平2規則11・平7規則50・平21規則20・一部改正）

（掛金の納付期限）

第5条 条例第7条及び京都府心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例（平成20年京都府条例第3号）附則第2項に規定する掛金は、次の各号に掲げる月分をそれぞれ当該各号に掲げる納付期日までに一括して納付しなければならない。

（1）4月分から6月分まで 5月末日

（2）7月分から9月分まで 8月末日

（3）10月分から12月分まで 11月末日

（4）1月分から3月分まで 2月末日

2 新たに加入等の承認を受けた者に係る掛金（前項の規定を適用した場合において、最初に納付すべき掛金に限る。）は、前項の規定にかかわらず、加入等の承認を受けた日の属する月の翌月の末日（3月に加入等の承認を受けた者にあっては、3月末日）までに、一括して納付しなければならない。

3 条例第18条第1項の規定により脱退等をした者について納付すべき掛金がある場合における当該掛金は、第1項の規定にかかわらず、脱退等をした日の属する月の末日までに、一括して納付しなければならない。

4 知事は、特に必要があると認めるとときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより分割して納付することができます。

（昭61規則14・昭61規則48・平7規則50・平20規則5・一部改正）

（掛金の返還）

第6条 納付期日後に脱退等をした者に係る脱退等をした日の属する月の翌月以降の月分について、過納金が生じたときは返還するものとする。

2 前項の規定により返還すべき場合において、その返還を受けるべき者につき納付すべき掛金があるときは、同項の規定にかかわらず、過納金をその掛金に充当するものとする。

（掛金の減免）

第7条 条例第8条に規定する掛金の減免の事由及び減免額は、別表第2のとおりとする。ただし、減免の対象は、1口（加入時期及び掛金額に相違のあるときは、加入時期を比較の上早期に加入したもの）に限る。

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則

2 掛金の減免を受けようとする者は、京都府心身障害者扶養共済制度掛金減免申請書（別記第8号様式）により知事に申請しなければならない。

3 知事は、掛金の減免を決定したときは、京都府心身障害者扶養共済制度掛金減免決定通知書（別記第9号様式）を交付するものとする。

4 知事は、第2項の規定による申請に係る掛金の減免をしないことを決定したときは、京都府心身障害者扶養共済制度掛金減免不承認通知書（別記第11号様式）を交付するものとする。

5 掛金の減免は、加入者が府の区域（京都市の区域を除く。）内に住所を有しなくなつたとき又は当該減免に係る事由が消滅したときは、その日の属する月の翌月から行わない。

6 第2項に規定する申請により掛金の減免を受けている者は、当該減免に係る事由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に申し出なければならない。

（平7規則50・平20規則5・一部改正）

（給付金の請求）

第8条 条例第9条第1項の規定により給付金の支給を受けようとする者は、京都府心身障害者扶養共済制度給付金請求書（別記第12号様式）により、次に掲げる書類を添えて請求しなければならない。

（1）加入者の死亡により請求する場合

ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検査書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の加入した日（口数追加加入者である場合は、口数追加の日）から2年以内のものであると見なすと定められた日（死体検査書又は死体検査書（別記第13号様式））

イ 加入者の住民票の写し（対象者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍（除籍）の抄本。以下同じ。）

ウ 心身障害者及び給付金管理者の住民票記載事項証明書（対象者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。）

エ その他知事が必要と認めたる書類

（2）加入者の重度障害により請求する場合

ア 機構所定の重度障害診断書

イ 加入者の住民票記載事項証明書

ウ 前号ウ及びエに掲げる書類

2 知事は、給付金の支給を決定したときは京都府心身障害者扶養共済制度給付金証書（別記第15号様式）、給付金を支給しないことを決定したときは京都府心身障害者扶養共済制度給付金不支給決定通知書（別記第16号様式）を交付するものとする。

（昭56規則26・平2規則11・平6規則50・平7規則50・平21規則20・一部改正）

（弔慰金の支給）

第9条 条例第15条第1項の規定により弔慰金の支給を受けようとする者は、京都府心身障害者扶養共済制度弔慰金請求書（別記第17号様式）に次に掲げる書類を添えて請求しなければならない。

（1）加入者の住民票記載事項証明書

（2）心身障害者の住民票の写し

2 知事は、弔慰金の支給を決定したときは京都府心身障害者扶養共済制度弔慰金支給決定通知書（別記第18号様式）、弔慰金を支給しないことを決定したときは京都府心身障害者扶養共済制度弔慰金不支給決定通知書（別記第19号様式）を交付するものとする。

（平6規則18・一部改正）

（脱退一時金の支給）

第10条 条例第15条の2第1項の規定により脱退一時金の支給を受けようとする者は、京都府心身障害者扶養共済制度脱退一時金請求書（別記第20号様式）に次に掲げる書類を添えて請求しなければならない。

（1）加入者の住民票記載事項証明書

（2）心身障害者の住民票記載事項証明書

2 知事は、脱退一時金の支給を決定したときは京都府心身障害者扶養共済制度脱退一時金支給決定通知書（別記第21号様式）を交付するものとする。

（平7規則50・追加）

（脱退金）

第10条 条例第18条第1項第4号に規定する脱退の申出又は同条第2項第1号に規定する口数の減少の申出は、加入者脱退（減少）届書（別記第22号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 条例第18条第1項第5号及び同条第2項第2号に規定する掛金の滞納期間は、3月とする。

3 条例第18条第1項第5号及び同条第2項第2号に規定する正当な理由は、次に掲げるところとする。

（1）災害等により、加入者の収入が著しく減少した場合

（2）失業又は倒産により、加入者の収入が著しく減少した場合

（3）加入者が不測の事故等により、納付することができなかつたことについてやむを得ない事情があつた場合

（4）その他前3号に準ずる場合と知事が認めたとき。

4 前項各号の一に該当する者は、知事にその旨を届け出なければならない。

（届出）

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則

第11条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 条例第19条第1項第1号、第2項第2号及び第3項第1号の届出 氏名・住所変更届書（別記第23号様式）
- (2) 条例第19条第1項第2号、第2項第1号及び第3項第2号の届出 死亡・重度障害届書（別記第24号様式）
- (3) 条例第19条第1項第3号後段の届出 給付金管理者変更届書（別記第25号様式）
- (4) 条例第19条第3項第3号の届出 給付金支給停止事由発生・消滅届書（別記第26号様式）
- (5) 条例第19条第4項の届出 受給権者現況届書（別記第27号様式）
- 2 前項第5号に掲げる受給権者現況届書は、毎年4月1日における現況を記載し、受給権者に係る住民票記載事項証明書を添えて、その年の5月末日までに提出しなければならない。
- 3 条例第12条に規定する正当な理由は、届出をすべき受給権者又は給付金管理者が、不測の事故等により、届書を提出できないことについてやむを得ない事情があつた場合とする。

（昭56規則26・平2規則11・平6規則18・平7規則50・一部改正）

（保険への加入）第12条 知事は、共済制度の円滑な運用を図るため、独立行政法人福祉医療機構と独立行政法人医療機関法（平成14年法律第166号）第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約を締結するものとする。

（昭59規則79・平3規則11・平20規則5・一部改正）

附 則

1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則によつてした処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則（以下「改正後の規則」という）中これに相当する規定がある場合には、改正後の規則によつてしたものとみなす。

（附 則（昭和56年規則第26号））

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 京都府統計報告規則（昭和25年京都府規則第1号）は、廃止する。

（附 則（昭和59年規則第79号））

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（附 則（昭和61年規則第14号））

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

（附 則（昭和61年規則第23号））

この規則は、公布的日から施行する。

（附 則（昭和61年規則第48号））

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

（附 則（昭和62年規則第2号））

この規則は、公布的日から施行する。

（附 則（平成2年規則第11号））

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

（附 則（平成3年規則第11号）抄）

この規則は、公布的日から施行する。

（附 則（平成6年規則第18号））

（施行期日等）

1 この規則は、公布的日から施行する。

2 この規則による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則（以下「改正後の規則」という）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

（経過措置）

3 この規則による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、改正後の規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

（附 則（平成7年規則第50号））

1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

（附 則（平成11年規則第1号））

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（附 則（平成12年規則第6号）抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則

2 別段の定めがあるものを除き、この規則の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものとみなす。

（附 則（平成20年規則第5号））

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中別表第2の改正規定 平成21年4月1日

（2） 第2条 平成25年4月1日

2 第1条の規定による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別表第2の規定の適用については、同表の4の項中「15分の1」とあるのは、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間ににおいては「15分の4」とし、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間ににおいては「5分の1」とし、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間ににおいては「15分の2」とする。

（附 則（平成21年規則第20号））

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（附 則（平成22年規則第18号））

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の加入の申込みで当該申込みによる加入の承認が施行日以後になるものに係る申込書については、この規則による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記第1号様式の例によるものとする。

別表第1（第2条関係）

身体障害の状態

1 一眼の視力を全く永久に失つたもの
2 一上肢の手関節以上で失つたもの
3 一下肢の足関節以上で失つたもの
4 一上肢の用を全く廃したもの
5 一下肢の用を全く廃したもの
6 一手の母指及び示指を含んで4手指以上を失い、又はその用を全く永久に失つたもの
7 一手の母指若しくは示指を含んで3手指以上を失い、又はその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含んで2手指以上を失い、又はその用を全く永久に失つたもの
8 一耳の聴力を全く永久に失つたもの

別表第2（第7条関係）

（平7規則50・全改、平20規則5・一部改正）掛金の減免の事由及び減免額

減免の事由	減免額
1 加入者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属するとき。	全額
2 加入者、加入者の配偶者及び加入者が扶養する者が前年度分の市町村民税の所得割を課せられていないとき（1の減免の事由に該当する場合を除く。）。	全額
3 災害その他不測の事故により1又は2に準じる状態となつたと知事が認めるとき。	全額